

大規模災害時における災害査定業務支援に関する協定

京都府（以下「甲」という。）、別紙 1 に定める京都府内の 22 市町（以下「乙」という。）及び公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部（以下「丙」という。）は、大規模災害等が発生した場合に甲又は乙が管理する下水道施設の災害査定支援に関する業務に関して、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、大規模災害等が発生した場合に、下水道施設の災害査定図書の作成等の災害査定支援に関する業務を行うことについて、甲及び乙が丙と協力し、府民の安心・安全を確保するため、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において「大規模災害等」とは、災害対策基本法に基づく京都府災害対策本部が設置された場合又は甲若しくは乙が特に必要と認めた場合の災害とする。

2 この協定において「下水道施設」とは、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号で定義される公共下水道、同条第 4 号で定義される流域下水道又は同条第 5 号で定義される都市下水路における同条第 2 号で定義される下水道の施設をいう。

（平常時の準備）

第 3 条 丙は、災害査定の支援業務を行うため、平常時から次の各号に掲げる項目について実施する。
なお、実施時期については、甲、乙及び丙の協議により定める。

- （1）大規模災害発生時における連絡体制の確認
- （2）甲、乙及び丙の情報伝達訓練等の合同訓練

（災害査定業務の要請）

第 4 条 甲又は乙は、大規模災害時において、下水道施設の災害査定に係る業務が必要と認めるときは、丙に対し災害査定業務の支援を要請することができる。

- 2 丙は、前項の要請があったときは、速やかに会員に連絡を行い、業務が可能な会員リストを甲又は乙に通知する。但し、災害の状況等やむを得ない事情により、会員が災害査定支援業務を実施できない場合においては、この限りではない。
- 3 甲又は乙は、前項により丙から通知された会員に対し、災害査定に係る業務を依頼することができる。
- 4 乙が丙に対し、復旧支援業務の要請を行う場合は、甲の事務局が乙の復旧支援業務の要請を取りまとめた上で、丙の連絡窓口へ要請する。

（活動に伴う費用）

第 5 条 この協定に基づく支援内容のうち、第 4 条第 2 項の業務が可能な会員リストの通知については丙の負担とし、第 4 条第 3 項で依頼した災害査定に係る業務については甲又は乙の負担とする。

（事務局及び連絡体制）

第 6 条 甲及び丙の復旧支援業務に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

- （1）甲の事務局は、京都府建設交通部水環境対策課とする。
- （2）丙の連絡窓口は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部とする。

（協定の期間及び更新）

第 7 条 この協定は、令和 3 年 4 月 1 日からその効力を有するものとし、有効期間は、令和 4 年 3 月 31 日までとする。

- 2 協定の有効期間が満了する 30 日前までに甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、更に 1 年間その効力を継続することとし、その後においても同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙による協議のうえ解決する。

2 甲、乙及び丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙及び丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

この協定の締結を証するため、この協定を2通作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

また、乙は、甲及び丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和3年3月25日

甲 京都府知事

丙 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
関西支部長

別紙1 乙 京都府内22市町

福知山市長

舞鶴市長

綾部市長

宇治市長

宮津市長

亀岡市長

城陽市長

向日市長

長岡京市長

八幡市長

京田辺市長

京丹後市長

南丹市長

木津川市長

大山崎町長

久御山町長

井手町長

宇治田原町長

和束町長

精華町長

京丹波町長

与謝野町長

同意書

向日市は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部との「大規模災害時における災害査定業務支援に関する協定」を令和3年3月25日をもって締結することに同意します。

令和3年3月19日

向日市長